

○鶴岡市都市計画審議会条例

鶴岡市都市計画審議会条例

(設置)

**第1条** 都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条の2第1項の規定に基づき、鶴岡市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 審議会は、市長の諮問に応じ、都市計画に関する事項を調査審議する。

(組織)

**第3条** 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市議会議員 6人以内
- (2) 学識経験者 5人以内
- (3) 関係行政機関又は山形県の職員 5人以内

(任期)

**第4条** 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

**第5条** 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

**第6条** 審議会に会長を置き、第3条第2項第2号により任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長のあらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第7条** 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員又は議事に関係のある臨時委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(幹事)

**第8条** 審議会の事務を処理するため、幹事若干人を置き、市職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

**第9条** 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、任命された日から平成19年3月31日までとする。